

(別紙様式1)

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：北海道
農業委員会名：登別市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	告示及び窓口にて周知
改善措置	—

(2) 総会等の議事録の作製

ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約5日間
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	ホームページ及び事務局に備え付け
改善措置	—

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 1 件、うち許可 1 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の審査を行うとともに、農業委員3名と事務局職員により現地調査を実施。また、必要に応じて、申請者に対する聞き取りも実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局の説明と現地調査を行った農業委員の報告後、関係法令・審査基準に基づき議案ごとに審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	1 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	個人情報に配慮した議事録を作成し、ホームページで公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 27 日	処理期間(平均)	27 日
	是正措置	—			

(2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の審査を行うとともに、農業委員3名と事務局職員により現地調査を実施。また、必要に応じて、申請者に対する聞き取りも実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局の説明と現地調査を行った農業委員の報告後、許可基準に基づき転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	個人情報に配慮した議事録を作成し、ホームページで公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 27 日	処理期間(平均)	27 日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数		8 法人
	うち報告書提出農業生産法人数		7 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		1 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		1 法人
	提出しなかった理由	休業中のため	
	対応方針	—	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況	—	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数	12 件	公表時期 平成26年 4月
		情報の提供方法:ホームページで公表。		
	是正措置	—		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	17 件	取りまとめ時期 平成27年 3月
		情報の提供方法:個人情報に配慮した議事録を作成し、ホームページに掲載している。		
	是正措置	—		
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	1,065.6 ha	整備方法: 電算処理システムにより整備。
		データ更新: 農地の利用状況調査、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等により随時更新。		
	是正措置	—		

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定事務

(1年間の処理件数: 15件、うち許可 15件及び不許可 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を審査するとともに、新規の利用権設定については、3人の農業委員と事務局職員により現地調査を実施している。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事務局の説明と現地調査を行った農業委員の報告後、関係法令等に基づき議案ごとに審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0 件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0 件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	個人情報に配慮した議事録を作成し、ホームページで公表している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20 日	処理期間(平均)	20 日
	是正措置	—			

(6) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	なし
農地転用に関する事務	なし
農業生産法人からの報告への対応	なし
情報の提供等	なし
その他法令事務に関するもの	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1, 065.6 ha	0 ha	0 %
課 題	—		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
— ha	— ha	— ha

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		4月～3月	9 人	11月～12月	
	調査方法	利用状況調査は、原則通年とし、各地区担当の農業委員が地区内を調査する。今年度は、重点地区を青葉・桜木・千歳地区とし、農地パトロールを実施する。また、現地確認が必要な事態が生じた場合は、随時調査を実施することとする。			
遊休農地への指導	実施時期:8月～10月				
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期	
		4月～3月	9 人	11月	
	調査方法	各地区の農業委員が、地域内を調査。重点地域については、調査特別委員会を設置し、農業委員3名、市長部局の職員1名と事務局職員1名の計5名体制で10月に実施。			
	遊休農地への指導	実施時期:8月～10月			
	遊休農地である旨の通知	指導件数: 0 件	指導面積: 0 ha	指導対象者: 0 人	
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0 件	面積: 0 ha	対象者: 0 人	
	その他の取組状況	—			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

目標に対する評価の案	遊休農地発生 of 未然防止のための目標であることから、妥当である。
活動に対する評価の案	遊休農地が発生しなかったことから、活動は妥当である。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	遊休農地発生 of 未然防止のための目標であることから、妥当である。
活動に対する評価	遊休農地が発生しなかったことから、活動は妥当である。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	農家数	58 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	19 戸	19 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	8 法人			
課 題	農業従事者の高齢化や後継者不足等から、新たな担い手の確保が必要である。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	2 経営	0 法人	0 団体
実 績 ②	0 経営	0 法人	0 団体
達成状況 (②/①×100)	0 %	0 %	0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員等から意欲ある農業者の情報収集を行い、市等と連携し、認定農業者の増加を図る。	—	—
活動実績	相談等を通して啓蒙を図ったが、新たな認定者は無かった。	—	—

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	啓蒙の継続が求められる。	—	—
活動に対する評価の案	制度上のメリットについて情報提供を行い更なる啓蒙を図る。	—	—

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし		
活動の評価案に対する意見等	なし		

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	啓蒙の継続が求められる。	—	—
活動に対する評価	制度上のメリットについて情報提供を行い更なる啓蒙を図る。	—	—

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1, 065.6 ha	724 ha	67.9%
課 題	効率的な農地活用のため、農用地利用集積の更なる推進を図る必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
70 ha	0 ha	0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	現在の集積率を、現状分析すると共に、畜産農家、酪農家、軽種馬農家の今後の目標を聴取し、それを基に地区別に担当農業委員が利用集積を進めたい。なお、本計画は、農閑期(10月末～翌年3月)に実施したい。
活動実績	新たな集積には至らなかったが、賃貸借期間の満了に伴う再設定を行うことはできた。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	担い手への利用集積が一層進むよう、継続して啓蒙を図ることが必要。
活動に対する評価の案	農地の借り手と貸し手の要望を的確に把握し、利用権の設定等の推進を図る。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	担い手への利用集積が一層進むよう、継続して啓蒙を図ることが必要。
活動に対する評価	農地の借り手と貸し手の要望を的確に把握し、利用権の設定等の推進を図る。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	1, 065.6 ha	0 ha	0 %
課 題	—		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0 ha	0 ha	0 %

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	違反転用の事例はないが、今後ともそのような事例がないように監視を続けていきたい。
活動実績	各地区担当の農業委員が、地域内を調査。 重点地域については、調査特別委員会を設置し、農業委員3名、市長部局の職員1名と事務局職員1名の計5名体制で10月に実施。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用の未然防止に努めるための目標であることから妥当である。
活動に対する評価の案	違反転用がなかったことから活動は、妥当である。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	なし
活動の評価案に対する意見等	なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用の未然防止に努めるための目標であることから妥当である。
活動に対する評価結果	違反転用がなかったことから活動は、妥当である。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。